

● 下関市指定管理候補者選定委員会（豊田湖畔公園施設）議事録〔要約版〕

日 時 令和7年9月19日（金）13時55分から16時30分

場 所 下関市役所豊田総合支所2階 第2会議室

出席者 委員5名 / 事務局 豊田総合支所職員 3名

1 開会

（事務局） ・挨拶

2 委嘱状交付

・委嘱状の交付

3 委員紹介

・委員紹介  
・事務局紹介

4 委員会及び委員の職務等の説明

（事務局） ・委員5名全員が出席していることから、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」）第9条第3項の規定により会議が成立していることを報告  
・下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」）第5条について説明  
・条例施行規則第6条から第8条について説明

5 委員長選任

・条例施行規則第8条の規定に基づき、委員の互選により E 委員を委員長に選任

6 諮 問

・市長からの諮問文書を事務局が委員長に渡す

7 審 査

・条例施行規則第9条第2項の規定により、委員長が議長を務める

① 募集内容・施設概要説明

- ・事務局が申込内容及び指定管理者制度の概要等について説明。
- (B 委員) ・収支計画における指定管理料の積算根拠はあるか。
- (事務局) → 市が申込要項において示している上限額を元に、申込者が算出した。  
なお市が積算した指定管理料は、過去 5 年間の収支等を参考に算出したものである。

## ② 審査基準、配点・最低制限基準の決定

- ・事務局が審査基準、配点・最低制限基準等の事務局案を説明。
- (B 委員) ・採点項目の文言について、「施設の効用を最大限活用できること」とあるが、「効用」ではなく「能力」の方が適当と思われる。
- (事務局) → 委員の意見を参考に、審査基準、配点・最低制限規準等の文言を修正。

## ③ 申込団体の申込内容について報告

- ・事務局が申込のあった団体の資格要件の適否審査について、要件を満たしていることを報告

## ④ 申込団体のプレゼンテーション及びヒアリング

- ・プレゼンテーション  
申込団体による運営方針等の説明
- ・ヒアリング（以下、各委員からの主な意見と申込団体の回答等）

(B 委員) 売上は横這いという認識か。

(申込団体) 見込みでは横這いだが、次回キャンプブームも来るかもしれない。

(B 委員) ブームを期待するよりも次の一手を考えておくべきでは。

(A 委員) 利用者の属性や利用促進の取組は。

(申込団体) 福岡県が多い。ホームページ、SNS や口コミを PR 方法としている。以前は広告宣伝委託や雑誌掲載もあったが効果は不透明。

(B 委員) 暑さ対策、熊対策は如何に。

(申込団体) 暑さ対策は警報や注意報発出の際に施設利用休止。熊対策は、近隣での出現情報があれば利用者へ注意喚起をしている。

(B 委員) 利用者の属性把握は。またリピート率、稼働率は如何に。

(申込団体) ホームページからの予約で属性は把握している。リピート率はおそらく 3 割ないくらい。稼働率は施設全体（キャンプ場、宿泊棟併せて）2 割程度。

(C 委員) BBQ ハウスの団体利用者とは。また来客が多い時期は。

(申込団体) 企業や大学生の団体。近隣で山口市や宇部市が多い。来客は、ゴールデンウィークや、9～11月、また最近では冬キャンプも増加傾向。

(A 委員) 従業員の人員配置や、採用計画は如何に。

(申込団体) 繁忙に応じて臨時職員を中心に配置している。具体的な採用計画はないが、誰かが退職したら次を探すという状況。平均年齢が 59.5 歳と高齢化が進んでいるが、近年は 20 代も 2 名いる。

(B 委員) 施設までのアクセスや、施設内の安全対策は。

(申込団体) 施設までの道は狭く、大型車両は事前の申請が必要。木屋川ダム嵩上げ事業に伴う取付道路の更新に期待している。安全対策としては、釣り桟橋に門扉を設置し施錠管理している。また消防署と連携し水難事故訓練を行っている。

(B 委員) 今後のニーズや展望についてはどのように考えているか。

(申込団体) 春、秋はキャンプ。冬はワカサギ釣りが目玉となる。宿泊+釣りのプランを検討しており、施設整備もそれに沿ったものができればと希望、検討している。

(B 委員) 施設利用者数について、どのようにカウントしているか。

(申込団体) 有料施設利用者のみをカウントしている。遊具や水遊び場の利用者も多く、おそらく倍くらいになると思うが、正確な人数が不明なため、カウントできていないため、利用者数には計上していない。

(E 委員) ワカサギについての取組は如何か。

(申込団体) ワカサギ釣りのために、釣り桟橋に近いキャンプサイトに宿泊棟を建てるなど新たな構想を練っている。

【 申込団体 退室 】

## ⑤ 採点

(各 委員) 【 採点 】

(事務局) 【 採点表回収後、集計 】

## ⑥ 集計・⑦ 決定

・事務局より、集計表を委員長に渡す。

(委員長) それでは、集計結果を発表する。5名の委員の皆様の採点の結果、平均得点は79点となった。

先ほど事務局が説明したとおり、最低制限基準点の60点を上回っているため、一般財団法人豊田湖畔公園管理財団を豊田湖畔公園施設の指定管理候補者に

選定するというところで異議はないか。

(B 委員) 事業主体が「財団」であることで、50 年後もそのまま良いのか疑問。

(事務局) 市が施設管理を目的として出捐金を支出し、財団を作った。

(E 委員) 確かに会社であれば利益をどう確保していくかを考えて運営していく。

(B 委員) 株主に対する責任があるが、今は市に対する責任という形。

(事務局) 形態は今後の課題でもある。

(B 委員) 従業員の年代構成等の問題もある。

(E 委員) 先ほど申込者から説明があったように、最近は 20 代も入るなど、意識が変わっているという印象は受ける。

(委員長) その他、意見はあるか。

(各委員) 意見なし。

(委員長) それでは、一般財団法人豊田湖畔公園管理財団を豊田湖畔公園施設の指定管理候補者に選定する。

### ⑧ 議事録の決裁方法について

- ・事務局が、議事録の決裁方法の事務局案について説明  
委員長一任（委員長が内容を確認し、決裁を行う）

(各委員) 異議なし。

- ・委員長解任

## 8 閉会